

## 子ども・子育て支援新制度における各種基準に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成26年7月16日から平成26年8月4日までの間、子ども・子育て支援新制度における各種基準に対する意見募集を行った結果、9人の方から112件の意見が提出されました。

これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する子ども・子育て支援新制度における各種基準の市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 1 意見の分類及び件数

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）・・・8件
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）・・・・・・・・・・12件
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）・・・・・・・・41件
- (4) その他（意見募集の対象外）・・・・・・・・・・・・・・・・・・51件

## 2 意見の内容と市の考え方

### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	意見の概要	件数	市の考え方
職員の配置基準等	保育士や幼稚園教諭の配置基準及び有資格者の配置基準が現在より下回ることはないか。	3件	認可保育園の保育士の配置については児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に、また、認可幼稚園の教職員の配置については学校教育法に基づく幼稚園設置基準に定められていますので、この度の運営に関する基準制定による変更はありません。
利用者負担等	給食費や教材費などを保育料とは別に上乗せ徴収しないで欲しい。	3件	認可保育所は、保育料以外に徴収することはありません。幼稚園及び認定こども園については、現行水準の教育・保育を提供するために保護者の同意を得て、基準に定めた費用を受け取ることができるものとしています。
特定教育・保育に関する評価等	保育の質向上のため、定期的に第三者による評価及び開示を実施してほしい。	1件	特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者による評価または外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとしています。
その他	ニーズ調査の結果及びその結果がどう評価され、基準に反映されたのか。	1件	平成25年11月に実施した「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」は、平成27年度から平成31年度までの5年間の「子ども・子育て支援事業計画」を策定するための各施策の「量の見込み」を把握するために行ったもので、直接、基準に反映するものではありませんが、家庭的保育事業や小規模保育事業など地域型保育事業の必要性等について、参考にしています。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

項目	意見の概要	件数	市の考え方
保育士等の資格	家庭的保育事業や小規模保育事業B型・C型などが国家資格を持たない保育士でも保育ができることになる。家庭的保育事業等のすべての施設に有資格者を配置して欲しい。	7件	待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、市等が実施する研修（研修内容は、国が定める予定）を受講したものについても保育補助員として、保育にあたることを可能といたします。
設備等の基準	家庭的保育事業等の保育・設備及び運営に関する基準に格差をつけないで欲しい。 どの施設を利用しても同じ質の保育を受けられるように基準の緩和をしないで欲しい。	2件	家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業ともに、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準に準用した設備・運営基準となっています。
食事（おやつ）の提供	成長期であり、捕食として栄養のあるもので対応して欲しい。食物アレルギーに対するガイドラインを作成して欲しい。	2件	家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業については、食育推進やアレルギー対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理施設も原則として置くこととしています。ただし、一定の要件を満たす場合は、連携施設からの搬入も可能としています。食育の推進やアレルギーの対応について、認可申請時等において適切な指導に努めます。また、食物アレルギーに対するマニュアルの作成に関しましても指導に努めます。
保育時間	基準に基づき運営される保育時間は、どうなるのか。	1件	地域型保育事業の保育時間については、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定めることとしています。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

項目	意見の概要	件数	市の考え方
事業の役割等	条例に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を明記して欲しい。	1件	児童福祉法により放課後児童健全育成事業について定義されています。また、清瀬市立学童クラブに関しましては、清瀬市立学童クラブ条例にその目的を明記しています。
職員の配置基準等	職員の配置が現状より下回らないようにして欲しい。各施設に正規職員を1人以上配置して欲しい。 指導員は、児童20人までは専任2人以上、30人までは3人以上として欲しい。	9件	国が平成19年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとなっていました。この度の基準では、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。と明示されておりますことから、現状を下回ることはないと考えます。また、正規職員の配置につきましては、公立のみならず、民間設置施設も包括する基準のため、雇用の形態は、定めないこととします。 なお、清瀬市立学童クラブは、児童20人に対し、職員1人以上を基準として運用しています。また、職員の任用は、清瀬市学童クラブ指導員嘱託員設置要綱に基づき行っています。
職員の知識及び技能の向上	職員は研修による保育スキルの向上や自己研鑽の機会を得ることを必須とするとともに研修内容には「応急救護」を必修として欲しい。	3件	放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能を習得、維持及び向上に努めなければならないとしています。 「応急救護」の研修については、事業届出時等において放課後児

			<p>童健全育成事業者と協議します。</p> <p>なお、清瀬市立学童クラブでは、清瀬消防署の指導による「救急救命講習」を受講しています。</p>
児童数	<p>一の支援の単位を構成する児童の数は、「おおむね 40 人以下」となっているが、「40 人以下」として欲しい。</p> <p>また、現状を踏まえ、どのように対応するのか。</p>	4 件	<p>児童数の考え方につきましては、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方がいることから、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えておりますことから、「おおむね 40 人」としてしています。</p> <p>なお、清瀬市立学童クラブに関しましては、入所児童数で捉えますと 40 人以内となっています。</p>
設備等の基準	<p>施設の広さは、台所やトイレを含まず、生活をする部屋（生活室）の面積を児童 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>とし、「おおむね」の一文は削除して欲しい。</p>	4 件	<p>専用区画の面積は、国が平成 19 年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、児童 1 人あたりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上が望ましい。となっていましたが、この度の基準では、児童 1 人あたりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上でなければならない。となり、基準が強化されました。児童の居場所確保の観点からおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上としています。</p>
6 年生までの受け入れ	<p>児童福祉法が改正となっていることを踏まえ、希望があれば 6 年生まで受け入れる手立てを講じて欲しい。</p>	6 件	<p>児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象範囲が小学校就学児童となり、4 年生以上の学年も対象となります。ただし、この改正は、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々の施設においてすべて 6 年生までの受け入れを義務</p>

			<p>化されたものではありません。</p> <p>清瀬市立学童クラブに関しましては、施設の規模的な面などから、現状どおり障害のある児童を除き3年生までの児童を対象とすることとしています。</p> <p>しかし、児童福祉法の改正の趣旨を鑑み、市として今後どのような形で対応していくことができるか、育成環境面も含め、「清瀬市子ども・子育て会議」で検討していきたいと考えています。</p>
非常災害対策	避難訓練等を月1回行うなど具体的に訓練の回数などを決めて欲しい。	1件	放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。としています。避難訓練等の実施については、事業届出時等において放課後児童健全育成事業者と協議します。
開所時間等	<p>学校が休日のときの学童クラブの育成開始時間を「学校の開始時間」と同じにして欲しい。</p> <p>開所時間を通年19時までの開所とし、土曜日や学校のない日・長期休暇は、8時からの開所として欲しい。</p>	6件	<p>開所する時間を、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上と定めるものであり、開始時間や終了時間を定めるものではありません。</p> <p>開始時間等は、放課後児童健全育成事業者の運用等により決定することになります。</p> <p>なお、清瀬市立学童クラブの育成時間は、小学校の授業の休業日以外の日は18時15分までとなっていますが、保護者の就労環境の多様化や市立保育園が19時までとなっていることなどから延長を検討したいと考えています。</p>

関係機関との連携	4月からの1ヶ月間は学校との連携を一段と密にして新1年生が学童クラブに登所できるよう見守り態勢を整えて欲しい。	3件	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとしています。
新1年生の受け入れ	放課後児童クラブガイドラインにあった「新1年生については保育園との連続を考慮し4月1日より受け入れること」の一文を入れて欲しい。	2件	新1年生の4月1日からの受け入れについては、事業届出時等において放課後児童健全育成事業者と協議します。 なお、清瀬市立学童クラブでは、4月1日から受け入れています。
障害児の受け入れ	現状で行われている障害児の受け入れについて明示がないが、どのように対応するのか。 現場の指導員を含めたメンバーで決定し、受け入れの体制を整えて、必要な職員数を配置して欲しい。	2件	障害のある児童の受け入れについては、事業届出時等において放課後児童健全育成事業者と協議します。 なお、清瀬市立学童クラブでは、清瀬市障害児学童クラブ入会要綱に基づき、1施設につき2人以内の受け入れを行っています。

(4) その他（ご意見募集の対象外）

意見の概要	件数	市の考え方
市立保育園の運営・待機児童対策等について	12件	ご意見募集の対象以外のご意見等につきましては、回答はいたしません。今後の参考とさせていただきます。
保育時間の認定について	3件	
保育所での日曜・祝日の保育の実施について	3件	
障害児の保育時間について	1件	
幼稚園の昼食について	1件	
幼稚園と保育所の担当窓口の一本化について	2件	
市立学童クラブの運営・待機児童対策等について	11件	
市立学童クラブの施設・設備の改修等について	9件	
市立学童クラブの職員の処遇等の改善について	1件	
学童クラブと放課後子ども教室との連携について	4件	
学童クラブの日曜・祝日の実施について	1件	
「学童保育」の用語使用の指導について	1件	
一時保育の減免制度について	1件	
基準の条例化について	1件	